

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

2025合格目標 公務員 法律系科目対策講座 憲法 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
70	肢工 解説全体 ※右記の内容に変更をお願いします	工 × 「憲法適合性が問題となる余地はない」とはしていません 宗教法人法上の解散命令について、判例は、「信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないのである」とするが、「宗教法人に関する法的規制が、信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない」としており、本肢のように「憲法適合性が問題となる余地はない」とはしていない（宗教法人才ウム真理教解散命令事件／最決平8.1.30）。		23/8/7
138	肢工 解説文 下から2行目	……したがって、本肢の記述は、A 説の根拠とならない。	……したがって、本肢の記述は、B 説の根拠とならない。	23/9/11

2025合格目標 公務員 法律系科目対策講座 民法I 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
45	問19 選択肢 肢4	4. ア, ウ, オ	4. ウ, オ	24/5/22
46	肢ア 解説全体 ※右記の内容に変更をお願いします	ア × 意思の自由が完全に奪われたときは無効となります 民法96条1項にいう「強迫」とは、相手に恐怖を生じさせ、それによって意思表示をさせることであり、意思の自由を完全に奪われることまでは求められない（最判昭33.7.1）。もっとも、相手方の意思の自由が完全に奪われたときには、その意思表示は無効となるとされている（同判例）。		24/5/22
47	問19 解説文 最終行	よって、妥当なものはア・ウ・オであるから、正解は肢4である。	よって、妥当なものはウ・オであるから、正解は肢4である。	24/5/22
147	問57 肢3 最終行	……Bは自己の持分を登記なくしてDに対抗できる。	……BはCの持分の取得を登記なくしてDに対抗できる。	24/11/6
148	肢3 解説文 下から2行目以降	……Bは、自己の持分を登記がなければDに対抗することができない。	……Bは、Cの持分の取得を登記がなければDに対抗することができない。	24/11/6

2025合格目標 公務員 法律系科目対策講座 民法II テキスト 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
23	「ウ 要件② 債権保全の必要性」 第4段落2行目	……賃借人が所有者に対して妨害排除請求権行使する場合……	……賃借人が所有者に代位して妨害排除請求権行使する場合……	25/4/16

2025合格目標 公務員 法律系科目対策講座 民法II 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
36	肢イ 解説全体 ※右記の内容に変更をお願いします	イ × 被保全債権の履行期が到来している必要があります 債権者代位権は、原則として、被保全債権の期限が到来していないければ、行使することができない（民法423条2項本文）。本肢のような「被保全債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、債権者代位権行使することができない」という例外は認められていない。なお、「保存行為については、期限到来前でも裁判外で債権者代位権行使することができる。」という記述は妥当である（同項ただし書）。		23/11/6
64	問27 肢イ 2行目	……Bが飲食してAが代金請求できる時から5年経過したが……	……Bが飲食してAが代金請求できる時から 10年 経過したが……	25/2/12
94	解答番号 解説最終行	正解 4 よって、妥当なものはB・Dであるから、正解は肢4である。	正解 5 よって、妥当なものはB・Dであるから、正解は 肢5 である。	23/11/6
126	肢工 解説文1行目	申込者が申込みの通知を発した後に死亡した場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたときは、……	申込者が申込みの通知を発した後に死亡した場合において、 その相手方が承諾の通知を発するまでに死亡の事実を知ったときは、……	24/12/18
142	肢工 解説全体 ※右記の内容に変更をお願いします	工 × 損害賠償請求ができなくなるのは、手付解除の場合です 手付金を交付した場合であっても、損害賠償請求をすることができなくなるのは、手付による解除（手付解除）をしたときである（民法557条2項）。手付解除をせずに、債務不履行による解除をしたときには、損害賠償請求をすることが認められる。したがって、本肢の場合、手付金を交付した者は、相手方に債務不履行があったときには、手付解除を行わなければ、損害賠償請求をすることができる。		23/2/3
176	解答番号	正解 1	正解 3	23/12/12
210	肢1 解説文1行目	過失相殺をするにあたり求められる加害者の能力について、……	過失相殺をするにあたり求められる 被害者 の能力について、……	23/5/11
217	肢5 解説文 2行目以降	……知った時から3年間行使しないときには、時効によって消滅する（民法724条1号）。	……知った時から 5年間 行使しないときには、時効によって消滅する（民法724条1号、 724条の2 ）。	25/4/16
276	肢1 冒頭文	……Bが被相続人を相続することとなります	……Bが被相続人を相続することにはなりません	23/6/6
276	肢1 解説文 下から2行目	……被相続人については、すべてBが相続することとなる。	……、被相続人について、 Bが相続することにはならない。	23/6/6

2025合格目標 公務員 法律系科目対策講座 行政法 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
134	問53 解説文 最終行	よって、妥当なものはア・エである から、正解は肢2である。	よって、妥当なものはア・エである から、正解は肢4である。	25/2/19

以上